

令和3年度第1回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年4月12日(月)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前9時30分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	7 番	稲 田 洋 子
	3 番	加 藤 幸 児	8 番	吉 川 保
	4 番	絹 谷 澄 雄	9 番	奥 迫 静 子
	5 番	内 田 章 久	10番	梅 林 操
	6 番	天 崎 直 幸		
出席推進委員	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
欠席した委員	2 番	浅 田 昭 弥	大 宮	藤 原 恵 司
議事録署名委員	3 番	加 藤 幸 児	4 番	絹 谷 澄 雄
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農業経営改善計画の認定の報告について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第2号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条にもとづく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	事 務 局 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和3年度第1回日南町農業委員会を開会すると宣言した。 本日所用の為、浅田農業委員、藤原推進委員の2名が欠席です。
挨拶	議 長	皆さんおはようございます。今日から定刻の9時からの開会になりました。 先日、2つの入社式と入学式に参加してきました。 4月1日には、第3期農業研修生の入社式で3名の農業研修生が入社されました。皆さんこの春関金農業大学校を卒業された新卒者の方です。 また、4月5日には林業アカデミー令和3年度入学式で林業専修科が13名、林業研修科4名の計17名の入学でした。町内出身者が2名、中国地方すべての県からの入学、遠くは新潟県佐渡市、東京都、福岡県からの合計17名でした。皆さんのこれからの努力に期待したいと思っております。 そして3月28日の日本海新聞には農地利用最適化推進員の糸田川君が中心となって多里地域の「まるっと中間管理方式」を約1年間の努力で立上げを進めてきました。その一般社団法人TARIの立上げの記事が大々的に掲載されていました。これからのこの法人の活躍に期待したいと思います。 もう一つは3月26日全国農業新聞に我々日南町農業委員会が「好評な、移動農地銀行」という見出しで全国版の1/4ページにわたり、長年に渡っての移動農地銀行の件、農地集積率の高さ、特に10年後の日南町農業の将来ビジョンの策定について取り上げてもらいました。今後も引き続き担い手への農地集積に全員で取り組んでいきたいと考えます。以上報告を申し上げまして、令和3年度第1回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしく申し上げます。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、3番、加藤委員、4番、絹谷委員を指名した。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告について事務局お願いします。
	主 幹	報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。こちらにつきましては、本日机の上に資料を配られていただいておりますのでそちらをご覧くださいと思います。これにつきましては総会終了後回収させていただきたいと思っておりますので、総会終了後机の上に置いておいていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。 今回は1件の認定を町では考えております。これにつきましては新規の申請であり、去る2月26日に日南町で審査会を開催しました。その後何度か資料の内容の指摘等させていただいて、何とか審査を経たうえで町としては認定をしたいと考えるものになります。ご報告にさせていただいておりますが当然ご意見等あるものと思っております。町としましては認定する方向でありますが、そこで出ましたご意見等は申請者の方にも伝えてしっかりとした農業経営改善をしていただくよう伝えていきたいと思っております。今回は1件ということで、対象の方が〇〇〇さんです。営農類型は施

設野菜トマトの作付をされておられます。平成 21 年から 2 年間、農業研修生として研修を重ねられ平成 23 年 4 月から△△地内で新規就農してこられた方です。ただ、△△の農地が日当たりが悪い等の条件的な不利もあってこの度△△地内へ農地を移して規模拡大と収量アップを図られるというものになります。現在は夫婦 2 人で隔離土耕でのトマト栽培をされておられます。規模拡大による作業負担、費用面での負担も大きいことから慣行栽培へ切り換えて作付けをされていく予定になっております。

複式農業簿記に取り組んでおり今後さらにしっかりとした経営分析を行えるように日野普及所等の協力も頂きながら更なる合理化を図りたいというふうにされておられます。現在 2 人でされておられますが、今後は臨時雇用による労働負担の軽減も目指したいといった考えを持っておられます。

機械や施設等の整備にあたっては各種補助事業や有利な農業制度資金の活用を考えておられます。生産方式の合理化に係る農業用機械等についてはパイプハウスについては J A からのリースを予定されておられます。それ以外の設備につきましては令和 3 年度中の購入を予定されておられます。灌水設備については井戸を掘ることはせず、農業用水を引き込む形で運用する予定です。現在トラクターは所有されておられないので、隣接する(株)□□□に借りる予定ということで伺っております。経営収支の計算にあたりましては栽培方法を変更するので肥料代を抑えることができる見込みです。また、5 年後の令和 7 年が借入金の返済や減価償却費のヤマにあたる年であったり、修繕費としてハウスのビニールを張り替える年にあたりと経費が特に高くなる見込みとなっており、農業所得が現在とあまり変わらない目標になっています。ですが実際にはこれを超えると安定して所得が上がってくる見込みということで J A や日野普及所と話をさせていただいております。以前から△△地内に移りたいということで農林課のほうも相談を受けておまして、何度か話し合いを重ねてきております。ただ、資金面での負担等を心配し、何度も J A や日野普及所など関係機関を交えて協議を重ねてきました。そのうえでなるべく負担の少ないキャッシュフロー上でもマイナスにならないような計画を策定され、今回新たに挑戦されるということで計画を出されたものになります。日野普及所からは圃場を畑地化するにあたり改良費の負担や排水対策をしっかりと行うよう指摘を受けております。本人も排水対策に気を付けてしっかり行いたいということで聞いております。ただ完全な畑地化できるまでは数年苦勞することが見込まれるので農林課の方も併せて注視したいと思っております。〇〇〇さんはこれまで 10a あたり 10t 程度のトマトの出荷をされていると伺っております。土耕栽培についても研修や就農 1 年目で取り組んだ経験もあることから急に変更したことによる負担や失敗も少ないのではないかと考えております。

町としては、認定する方向で考えておりますが、認定にあたりまして「移設に伴う補助事業を活用した財産処分が必要となる場合は、処分手続き等

		適正に行うこと、経費及び償還額が多額になってしまうため経費軽減と反収向上に努めていくこと、栽培方法の転換にあたりましては日野普及所等の指導助言を受け、基本に忠実な栽培を行うこと」といった意見と付して認定したいと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。
	岩田農業委員	報告事項ですのでわかる範囲でいいので教えていただきたいと思えます。△△集落で利用権設定をして規模拡大を図りたいということで、土地の当てがあるのかどうか、増反分が約1反分ありますが、増反分だけハウスを新規で建てるのか、それとも前のハウスを使わず新規で2反7畝分のハウスを建てるのか教えてください。
	主 幹	ご質問いただきました△△地内の土地の当てにつきましては、基本的には(株)□□□が耕作されているところを新たに借受けるということである程度目処がついているというふうに伺っております。ハウスにつきましては現在あるハウスはそのまま△△地内に残し、△△地内には新しいハウスを建てるという流れで進めているというふうに聞いております。以上です。
	岩田農業委員	資金面で難しいということですが、リース料が150万円以上ありますが、古いハウスといってもそんなに古いハウスではないと思えますが、建て替える意思というのはないのですか。
	主 幹	ハウスの取扱につきましては何度か話し合いをしまして、移設した方が安いのではないかと、そもそも△△地内での規模拡大を考えてはといった話し合いをしましたが、本人さんの意思ですとか、その他の費用面について日野普及所を交えて試算いただきまして、妥当というわけではありませんが、いくつか案が出た中では比較的費用を抑えられる手法ということでこの方法を採用されたと伺っております。
	岩田農業委員	なぜしつこく言うかといいますと、△△地域でいまだにハウスの問題が解決していません。一応撤去はしてもらいましたがその後の処理について地主さんは納得されていないということですので、△△地区で新しいハウスが残るようなこともありますし、古いハウスがどんどん残ってしまうと処分に困るということが続いておりますので、その点は気を付けていただきたいと思えます。以上です。
	議 長	その他、報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 幹	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は4件の報告をさせていただきます。この4件はいずれもこの後の議案第1号におきまして新たな担い手へ集積されるものですので、そちらの資料も併せてみていただけたらと思えます。また、4件のうち3件につきま

	<p>しては、△△地域のまるっと中間管理方式に係るものとなっております。</p> <p>申請番号1番、農地の所在地が△△×××番地の他、田が4筆、面積の合計が4486㎡、賃貸人が△△△の〇〇〇さん、賃借人が日南町△△の〇〇〇さん、契約期間が令和6年12月31日まで残っておりますが、解約後、中間管理事業を通じて一般社団法人□□□が契約を予定しております。</p> <p>申請番号2番、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が1873㎡、賃貸人が日南町△△の〇〇〇さん、賃借人が日南町△△の（農）□□□、契約期間が令和5年3月31日まで残っておりますが、こちらも解約後、中間管理事業を通じて一般社団法人□□□が契約を予定しております。申請番号3番、農地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、原野が2筆の合計5筆、面積の合計が5114㎡、賃貸人が△△市の〇〇〇さん、賃借人が日南町△△の（農）□□□、契約期間が令和7年3月31日まで残っておりますが、こちらも解約後、中間管理事業を通じて一般社団法人□□□が契約を予定しております。申請番号4番、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が1045㎡、賃貸人が△△市の〇〇〇さん、賃借人が日南町△△の〇〇〇さん、契約期間が令和6年12月31日まで残っておりますが、解約後、〇〇〇さんが耕作を予定しております。合計で4件11筆、12518㎡になります。以上です。</p>
	<p>議 長 報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。5の議事に移ります。</p>
<p>議案第1号</p>	<p>議 長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。</p> <p>主 幹 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料剥ぐっていただきましたところに集積計画の総括表を付けさせていただいておりますので、そちらもご覧いただきたいと思っております。本日は機構を通じた新規の契約が4件、相対の新規の契約が1件、相対の再設定の契約が1件の合計6件、面積の合計が20304㎡となっております。</p> <p>申請番号1番、農地の所在地が日南町△△×××番地、地目が田、面積が1873㎡、利用権を設定する者が日南町△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻の作付で使用貸借、契約期間が令和3年6月1日から令和17年1月31日までの13年8ヶ月の契約となっております。申請番号2番、農地の所在地が日南町△△×××番地の他。田が4筆、面積の合計が4486㎡、利用権を設定する者が△△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻の作付で使用貸借、契約期間が令和3年6月1日から令和17年1月31日までの13年8ヶ月の契約になっております。申請番号3番、農地の所在地が日南町△△×××番地の他、田が3筆、原野が2筆合計5筆、面積の合計が5114㎡、利用権設定をする者が△△市の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻の作付で使用貸借、契約期間が令和3年6</p>

		<p>月1日から令和17年1月31日までの13年8ヶ月の契約になります。申請番号4番、農地の所在地が日南町△△×××番地の他、畑が1筆、田が3筆の合計4筆、面積の合計が6628㎡、利用権を設定する者が日南町△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手機構、そばの作付で水張反当◇◇◇円、契約期間が令和3年6月1日から令和8年3月31日までの4年10ヶ月の契約になります。申請番号5番、こちらが相対の新規の契約になります。農地の所在地が日南町△△×××番地、△△×××番地の田が2筆、面積の合計が1499㎡、利用権設定をする者が△△市の〇〇〇さん、設定を受ける者が日南町△△の〇〇〇さん、そばの作付で使用貸借、契約期間が令和3年4月12日から令和7年12月31日までの4年8ヶ月の契約になります。申請番号6番につきましては相対の再設定の契約になりますのでお読み取りいただけたらと思います。資料を剥ぐっていただきましたところに相対の新規の契約について設定を受けられる方の資料を付けさせていただきますので、併せてご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。</p>
議案第2号	議 長	<p>議案第2号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第2号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料剥ぐっていただきましたところに集計表を付けさせていただきますので併せてご覧いただきたいと思います。</p> <p>整理番号1番、権利の設定を受ける者が△△の一般社団法人□□□、権利の設定をする農用地につきましては△△×××番地の他、合計で10筆、面積が合計で11473㎡、使用貸借で契約期間が令和13年1月31日までとなっておりますが、令和17年1月31日に変更をお願いします。契約期間が令和3年6月1日から令和17年1月31日までの13年8ヶ月の契約となっております。整理番号2番、権利の設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、土地の所在地が△△×××番地の畑1筆、田が3筆、合計4筆、面積が合計で6628㎡、令和3年6月1日から令和8年3月31日までの4年10ヶ月、水張反当◇◇◇円の契約となっております。合わせて14件、面積の合計が18101㎡ということでお諮りしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
	議 長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p>
協議第1号	議 長	<p>続いて6 協議事項に移ります。事務局お願いします。</p>

	事務局長	特にこちらで用意はしておりませんが、この場をお借りしまして本日総会終了後、研修委員会、農年部会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
	議長	事務局からは以上ですが、皆さんの方から何かありますでしょうか。無いようですので、7 その他に移ります。事務局お願いします。
その他	事務局長	次回総会は、令和3年5月12日（水）午前9時00分から開会とさせていただきますだけだと思います。よろしくお願いいたします。
閉会	議長	以上を持ちまして、令和3年度第1回日南町農業委員会総会を終了いたします。お疲れさまでした。 引き続き農年部会、研修委員会を行います。委員の皆さんはよろしくお願いいたします。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和3年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員